

## 初度検査が平成23年3月以前の軽自動車には重課税がかかります！

～廃車・名義変更はお早めに～

初度検査年月（新車時、使用する前に受ける検査）より13年以上を経過した軽自動車については重課税率が適用されます。令和6年度に対象になるのは、平成23年3月以前に初度検査を受けた車両です。

軽自動車税（種税別）は、4月1日時点で所有する人にかかります。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、払い戻しはありません。手続きをされる場合は、お早めをお願いします。

令和6年度の三輪・四輪の軽自動車税（種税別）は以下のとおりです。

問合せ＝税務課 市民税係（内線281～283）

種別	初度検査年月				
	平成23年3月以前 (重課)	平成23年4月 ～ 平成27年3月	平成27年4月以降		
三輪	4,600円	3,100円	3,900円		
四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は日本年金機構からお送りする納付案内書等により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をおすすめします。口座振替にしておくと、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。

また、口座振替のなかには割引のあるお得な振替方法（早割・二年前納・一年前納・半年前納）もあります。  
**申込**＝口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、奈良年金事務所、または金融機関窓口へ提出

※前納の申し込み締切は**2月末日（必着）**です。

※年金保険料の納付が困難な人は、納付が免除される制度や猶予される制度があります。ただし所得制限がありますので、希望する人はご相談ください。

問合せ＝奈良年金事務所（☎0742-35-1371）

## 市の建設工事・物品購入など業者登録申請のお知らせ

市が行う競争入札等に参加するために必要な申請になります。登録を希望される場合は、下記の受付期間中に関係書類を添えて提出してください。

種類	建設工事・測量・建設コンサル等業務 (不動産鑑定、土地家屋調査、計量証明事業、特定計量証明事業等を除く)		物品購入・委託業務等 (建設工事・測量・建設コンサルタント等を除く)
申請先 問合せ	入札検査課 入札係 内線623		総務課 管財係 ☎53-1508 (直通)
有効期間	<市内本店業者> 令和6・7年度(2年間)【定期受付】	<市外本店業者> 令和6年度(1年間)【追加受付】	令和6・7年度(2年間)【定期受付】
受付期間	2月15日(木)まで		2月1日(木)～15日(木)
申請方法	関係書類を縦のA4版紙ファイルとして入札検査課窓口(市役所3階1番窓口)へ <b>直接持参</b> してください(受付期間中の土・日曜と祝日を除く、9時～12時・13時～17時)	関係書類を縦のA4版紙ファイルとして入札検査課あてに郵送 ※ <b>郵送でのみ受け付けます。</b> (2月15日(木)消印有効) ※受領票と、宛先を記入し、84円切手を貼付した定形の返信用封筒を同封してください。	関係書類を、総務課あてに郵送 ※ <b>郵送でのみ受け付けます。</b> (2月15日(木)消印有効)
備考	ホームページに掲載の提出要領と申請書類をご利用ください。申請書類は大和郡山市指定様式で提出してください。(国土交通省の様式は不可)		※受領書返信用封筒に切手を貼ったものを必ず同封してください。 ※申請書様式を市ホームページに掲載しますので、ご利用ください。(総務課窓口での申請書様式の配布は有料になりますのでご注意ください)